

## 短期・介護財源率（保険料率）の引き上げについて

当共済組合の短期経理（医療給付事業）の財政悪化により、平成 24 年度に財源率（保険料率）を大幅に引き上げさせていただきましたが、引き続き厳しい状況となり、組合会議員の皆様にご協議、ご検討いただき、去る 3 月 11 日に開催された組合会において、全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業の調整基準率を上限とした**短期財源率を「98.88/1000」、介護財源率については「11.52/1000」**で正式に決定されましたのでお知らせします。

ここに至った要因としましては、まず、**高齢者医療関係への支援金等**について、短期財源率の内、平成 25 年度は 50.75%、平成 26 年度は 48.7%と見込まれます。

また、平成 25 年度の繰越欠損金＝赤字分（約 1,805 万円見込み）の解消も含めた財源率の設定が不可欠であるのと、平成 26 年度から育児休業手当金の支給割合が育児休業開始時から 180 日に達するまでの期間について 50%から 67%に引き上げられることになり、それに係る全国市町村職員共済組合連合会への拠出金が大幅に増加したことなどにより、引き上げを避けられないこととなりました。

なお、欠損金補てん積立金は法定積立額の 15%しか積み立てられない状況となっていますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。